

埼玉県における市民農園の整備に関する基本方針

平成3年7月29日策定

平成11年1月4日一部変更

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 本県においては、県民の自由時間の増大、余暇活動の多様化に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場や農作業の体験の場としての市民農園の需要が高まっている。
このような、ニーズにこたえつつ、農業、農村の理解を深めるため、優良な市民農園の整備の促進が必要となっている。
- 2 都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの確保が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして、市民農園の整備促進を図ることとする。
また、農山村地域においては、都市と農山村の交流を通じた地域の活性化、農地の有効利用を図る必要が生じていることから、市民農園の整備促進を図ることとする。
- 3 市民農園の整備に関しては、都市地域と農山村地域とでは市民農園に対するニーズや整備の内容も異なるので、それぞれの地域の特性に応じ、都市住民の市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 4 市民農園の整備は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれるものであるとともに、市町村の振興計画等の土地利用計画との調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から次の点に留意して指定するものとする。

1 市民農園区域の規模

市民農園区域については、優良な市民農園の整備に支障がないような規模を確保するものとするが、予想される利用者の数や地域の農地の賃存状況等を勘案し、必要以上に過大な規模とならぬよう留意すること。

2 立地条件

市民農園区域の設定に当たっては、次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開

説及びその円滑な運営の見込みがあること。

- (1) 近隣に相当数の非農家等の地域住民が居住している区域又は、相当数の都市住民等が市民農園等を利用するため、訪れてくることが見込める区域と認められること。
- (2) 交通施設の状況からみて、利用者が安全かつ容易に到達できると認められること。
- (3) 給水等の確保が容易であること。
- (4) 土地利用の状況及び計画等を勘案し、現在及び将来の適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

市民農園区域の指定に当たっては、地域の農地の保有・利用の現状及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等を勘案し、周辺の農地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさぬよう次に十分配慮すること。

- (1) 集団的農地に指定しようとする場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招くことのないよう配慮すること。
- (2) 農業振興地域の農用地区域に指定しようとする場合には、その縁辺部に指定する等留意すること。
- (3) 指定しようとする区域に土地改良事業等（実施中及び計画中のものを含む）の受益地を含む場合には、事前に関係土地改良区等と十分調整を行うこと。

4 土地計画との調整

都市計画区域内に市民農園区域を設定する場合には、次の点に留意し、都市計画との調整を十分行うこと。

- (1) 道路、下水道等の都市施設の計画区域内においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこととすること。
- (2) 商業系の地区においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこととすること。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園の整備に当たっては、周辺の農地の保全に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、都市住民等のレクリエーション需要の充足や、良好な生活環境の形成、景観等との調和に留意すること。
- 2 市民農園には、市町村の認定した市民農園である旨の標識等を設置すること。
- 3 市民農園は、客土等土壤の改良を行い、利用者が容易に栽培管理を行い得るよう整備

すること。

- 4 総合治水流域における市民農園の整備、または低地部当への盛土による市民農園の整備に当たっては、関係機関と十分協議すること。
- 5 市民農園の区域を設ける場合には、1区画の大きさは、原則として、30m²以上とすること。
- 6 各区画の境界には、標識等を設置するほか、低木又は草花等の植栽を用いるなど園内の修景に留意すること。
- 7 施設の設置に当たっては、周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 8 市民農園の機能を確保するため、原則として、市民農園の規模に応じて次の市民農園施設を備えること。

なお、その施設の機能が代替できる施設が周辺に存在する場合には、それをもって代えることができることとする。

- (1) 市民農園内の道路及び用排水施設
 - (2) 休憩所（便所、手洗場等を含む）
 - (3) 農機具収納施設、堆肥置場
 - (4) 交流施設（市民農園の園地面積が1ha以上の場合）
 - (5) 駐車場、ごみ置場など
- 9 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合には、農地法第4条第2項及び第5条第2項の趣旨に照らして、その位置の選定等に配慮すること。
 - 10 市民農園区域及びその周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るとともに道路の交通に起因する障害を防止し、円滑な道路交通に支障を及ぼすことのないよう配慮すること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

- 市民農園の運営に当たっては、次の点に留意して行うものとする。
- 1 市民農園の利用者の募集に当たっては、広報、チラシ、掲示等による一般公募によることを原則とし、その選定に当たっては、抽選、先着順等公平かつ適正な方法により、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えること。
 - 2 市民農園や施設の利用料金については、市民農園の1区画の面積や施設の内容に比して著しく高額なものとならないよう配慮すること。
 - 3 市民農園の管理に当たっては、適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項

等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。

- 4 市民農園の利用に当たっては、農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催するなどして、市民農園の利用者相互の交流や地域農業者との交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

県及び市町村は、市民農園の整備を円滑にするため、次の支援措置を講ずるものとする。

- 1 資金の確保、あつせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動
- 4 市民農園の整備、運営に関する組織・団体の育成
- 5 各種補助事業の積極的な活用
- 6 その他市民農園の整備を円滑にするもの